

包括外部監査の結果に対する措置状況

防災に係る事業に関する財務事務の執行について

項目	指摘内容	講じた措置等
建設工事の予定価格の事前公表	<p>建設工事の入札時の予定価格については、事前公表の必要性が検討されることなく全案件について事前公表されているが、香川県建設工事執行規則では、「特に必要があると認めるとき」に限って事前公表が認められる規定となっているため、適切にこれに準拠する必要がある。</p> <p>具体的には、全案件について事前公表を行うと定めた運用上の通達の見直しや、予定価格の事前公表をする場合には事前公表が「特に必要」であることを十分に検討し、それを文書として明記しこれを適切に保管する、等の対応が考えられる。</p>	<p>香川県建設工事執行規則を改正し、建設工事の予定価格は入札前に公表するものとし、特に必要があると認めるときは、入札前に公表しないことができることとした。(令和4年4月1日施行)</p>
河川整備基本方針の策定	<p>県が管理する河川81水系のうち54水系について、河川法で策定が義務付けられている河川整備基本方針等が策定されていない。河川整備を地域との連携を図りつつ長期的な視点で実施するために、また将来の災害発生等によって優先順位を繰り上げて事業化する事由が生じた際に迅速に整備に着手するためにも、河川整備基本方針を網羅的に策定する必要がある。</p> <p>またそのためには、危険度や事業化見込等を勘案しながら策定の優先度を判断し、現段階での策定スケジュールをある程度決定しておくことも必要な対応と考えられる。</p>	<p>河川整備基本方針策定に向け、各水系における河川や流域の基本事項(河川整備状況、市街化状況、地形等)、水害の発生状況、及びこれまでの計画検討状況を反映した、各水系の優先度の検討に着手した。</p>
適正な工期設定に基づいた年度協定の締結	<p>椋川ダム本体工事の年度協定は、令和元年度及び令和2年度のいずれにおいても当初協定で定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更協定を締結しているが、そもそも当初の年度協定で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする協定内容の変更であったと考えられる。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づいて策定された「発注関係事務の運用に関する指針」を適切に遵守するために、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした年度協定の締結ができる環境整備が必要である。</p> <p>具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合には、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会において繰越明許費の議決を行った上で現実的に実施可能な工期を設定して年度協定を締結すること等を検討する必要がある。</p>	<p>公共工事は早期に事業効果を発現する必要があるため、基本的には年度内に完了させることを目指しているものである。</p> <p>一方、明らかに年度内では適正な工期が確保することができないものなどは、進捗状況等も勘案し必要に応じて、年度末の議会を待たずに、適切な時期の議会において繰越明許費の議決を経た上で、実現可能な工期を設定するよう努める。</p>
建設工事の予定価格の事前公表	<p>建設工事の予定価格の事前公表については、前述の「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表」で指摘した内容と同様である。</p>	<p>「5.1.7.1 建設工事の予定価格の事前公表」と同じ。</p>

項目	指摘内容	講じた措置等
入札・発注後の工事範囲の大幅な追加による契約変更	<p>先代池の耐震補強工事について、一般競争入札を経て締結した契約について事後的に大幅に工事範囲を追加し、契約金額も大幅に増額(当初契約:99,000千円、契約変更後:168,821千円)する変更契約を締結している。工事範囲を追加した箇所はそもそも別工事として2度入札を実施しており、いずれも応札者が出ず不調となっていて、工期の制約があったためやむなく既に落札・契約済みの隣接する請負工事に追加し、契約変更として処理したものである。法令・規則等に基づけば、本事案のような入札不調や緊急の必要による場合は契約変更ではなく厳格な運用ルールの下で随意契約の手続きをとる必要があった。</p> <p>契約変更は当初積算時に予見できない設計変更等に対応するためのものであり、工事範囲の追加・拡大等を契約変更で取扱うことは、本事案のようなやむを得ない場合だけでなく、本来入札にかけることで契約の透明性・競争性・公平性・経済性を確保する必要がある事案についても安易に契約変更で処理することを容認する風土を醸成しかねない。従って、設計変更や当初想定していなかった事態による変更以外の追加工事等を安易に契約変更とすべきではない。</p> <p>また、こうした事案について契約変更とすべきかどうかの判断を各担当部局及び担当課に委ねることは職員の負担が大きすぎると考えられ、変更工事として扱える範囲に関する判断指針を、県として内規等によってより具体的に明示することが必要である。</p>	<p>令和4年3月に、農業土木工事の設計変更についての具体的な運用として、工事内容の変更等に係る見込み金額が請負代金額の一定割合を超える工事については、一体施工の必要性から分離発注できないものを除き、原則として別途契約とする取扱いを定め、関係所属に周知した。</p>
委託業務を再委託する際の決裁書類の記載内容の不備	<p>業務委託をした発注先が再委託を行う際は、受注者は県に「設計業務等委任(請負)承諾願」を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載がない。再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)において明記されているように、「設計業務等委任(請負)承諾願」に予定する再委託金額も記載する必要がある。</p> <p>なお、この点土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」(令和3年3月31日付2土監第75259号)において、令和3年3月31日以降は「再委託する業務の契約金額(予定)」を記載する様式としていると説明を受けている。</p>	<p>令和3年度からは、土木部長通知「土木設計業務等に係る委託業務の再委託について」(令和3年3月31日付2土監第75259号)で定められた「再委託する業務の契約金額(予定)」を記載する様式を使用している。</p>
適正な工期設定に基づいた入札及び契約締結	<p>令和2年度に執行された「令和元年度No.1復旧治山事業」では、当初定めた工期内の完成が見込めないとして工期延長の変更契約を締結しているが、そもそも当初入札・契約で客観的に実施不可能な工期が設定されていたことを原因とする契約変更であったと考えられる。「5.7 香東川総合開発事業」の「5.7.7.1 適正な工期設定に基づいた年度協定の締結(指摘事項3)」の指摘と同様、国の法令及び指針を遵守するためにも、また実態と異なる契約締結を容認する風土を醸成しないという内部統制上の観点からも、適切な工期設定をした契約締結が可能となる環境整備が必要である。</p> <p>具体的には、年度内では適正な工期を確保することができないと見込まれる場合に、年度末の議会を待たずに事由発生直後の議会で繰越明許費の議決を行って適正な工期で契約締結が可能となるような方法を検討することが考えられる。</p>	<p>公共工事は早期に事業効果を発現する必要があるため、基本的には年度内に完了させることを目指しているものである。</p> <p>一方、明らかに年度内では適正な工期が確保することができないものなどは、進捗状況等も勘案し必要に応じて、年度末の議会を待たずに、適切な時期の議会において繰越明許費の議決を経た上で、実現可能な工期を設定するよう努める。</p>

項目	指摘内容	講じた措置等
補助金の交付決定に係る文書の記録及び保存	<p>鉄道災害復旧事業費補助金について、令和元年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和2年度実施予定となっており、令和2年度に予算計上・交付決定された対象工事は最初から令和3年度実施予定となっており、これらはそれぞれ文書で明記されている。一方で、令和2年度実施予定の対象工事の交付決定を令和元年度に実施する必要性や、令和3年度実施予定の対象工事の交付決定を令和2年度に実施する必要性については文書等での記載がない。</p> <p>予算を前倒して確保して安易にこれを繰り越すといった、会計年度独立の原則の例外として限定的に認められる繰越制度の濫用につながらないよう、補助金交付決定年度と対象工事の実施年度が異なる場合は、その年度で交付決定を行う必要性について明確に文書として記録・保存する必要がある。</p> <p>なお、工事の事前準備に前年度から取り掛かる必要があったため予算計上・交付決定を前年度に行ったという県の説明には一定の合理性が認められるため、具体的にはこうした必要性を交付決定時の決裁文書において明確に記載すること等が考えられる。</p>	<p>令和4年度の補助事業から、交付決定時に当該予算が次年度に繰り越される可能性がある場合には、当該年度に交付決定を行う必要性について、起案理由として記録・保存するよう改善する。</p>
入札・発注後の委託内容の大幅な追加による契約変更	<p>「香川県高潮浸水想定区域検討業務委託」について、落札・発注後に別の成果物となる「津波浸水被害額の算定及び費用対効果」及び「五郷ダムにおける事前放流による治水効果」の業務を追加して契約内容の変更としているが、入札の公平性、機会の均等性、透明性及び低価格による契約といった競争入札制度の趣旨を逸脱しないためには、追加された2つの業務は契約の変更ではなく、新たに別の入札として取り扱う必要がある。</p> <p>また、契約変更を行う場合には、それが本当にやむを得ない変更であり、請負差金等を安易に流用した変更契約でないことについて十分に検討のうえ、その内容が記録、保存される必要がある。</p>	<p>令和4年度からは、入札・発注後に、同一内容の業務であっても、委託内容の大幅な追加となる場合には、別途発注について検討する。</p> <p>また、契約変更をする際は、当初契約で想定していない事象が生じた時点で、想定する額や変更対応の可否について所属内で変更協議書を作成しており、変更対応は真にやむを得ない理由による変更のみとする。</p>
備蓄物資に係る帳簿と現品の照合方法及び報告体制の整備	<p>台帳による備蓄物資の管理状況は概ね良好であるとの印象を受けているが、帳簿と現物を紐付けることで防災用備蓄物資をより適切・正確に管理し、災害発生時に有効に活用するためには、香川県会計規則に従って適切に帳簿と現品との照合・検査を実施する必要がある。</p> <p>具体的には、備蓄物資の在庫数量のカウント方法や品質・保管状況等の確認方法についてまとめた要領を整備することで、帳簿と現品の照合・検査の実施方法や証跡の残し方等をマニュアルとして明確にするとともに、保管場所毎の照合・検査の実施結果が網羅的に報告され、県の備蓄物資全体として帳簿と現物の一致が確認される体制とすること等が考えられる。</p>	<p>備蓄物資に係る現品と台帳との照合の実施者、照合を行う時期、その頻度、照合方法及び台帳の様式などを定めた「備蓄物資管理要領」を令和4年6月に策定した。今後は同要領に沿って照合・検査を実施した上で、その結果について、決裁を受けることとしている。</p>